

特定教育・保育施設等 実地指導における指導事例
【共通事項】

項目	現状及び問題点	是正改善・指摘事項	根拠等
運営規程（園規則）	<p>延長保育時間が、運営規程（園規則）で規定している延長保育時間と異なっている。</p> <p>利用定員を変更しているが、運営規程（園規則）に定める利用定員を変更していない。</p>	<p>延長保育時間は、運営規程（園規則）に即した延長保育時間とすること。 なお、運営規程（園規則）の変更が必要な場合には、速やかに改正を行い、改正後の規程を市（子育て支援課）へ届け出ること。</p> <p>運営規程（園規則）に定める施設の運営についての重要事項（利用定員含む）を変更したときは、運営規程（園規則）を改正し、施設の職員及び支給認定保護者に周知すること。 また、改正後の運営規程（園規則）は市（子育て支援課）へ届け出ること。</p>	<p>青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第20条</p> <p>※運営規程（園規則）を改定した場合は、改正後の運営規程（園規則）を市に提出してください。</p> <p>※支給認定保護者に対して説明、同意を得る必要があることから、重要事項説明書、その他説明書類（入園案内など）との整合性を図る必要があります。金額、時間等の誤り、規定漏れがないかなど、今一度ご確認ください。</p>
利用者負担額等の受領	<p>上乗せ徴収（施設整備費等）を行っているが、支給認定保護者から文書による同意を得ていない。</p>	<p>上乗せ徴収の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得ること。</p>	<p>青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条</p> <p>※私立保育所については、市との協議により承認を得ることが必要です。</p>
事故発生時の防止及び発生時の対応	<p>児童の骨折事故が発生していたが、市に事故報告書を提出していなかった。</p>	<p>児童の骨折を含む報告の対象となる重大事故が発生した場合は、家族等への連絡や事故の状況等の記録等に加え、速やかに市へ事故報告書を提出すること。</p>	<p>青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第32条</p> <p>特定教育・保育施設等における事故の報告等について（平成29年11月10日 府子本第912号・29初幼教第11号・子保発11110第1号・子子発11110第1号・子家発11110第1号）</p> <p>※教育・保育施設において死亡事故等の重大事故が発生した場合、市への報告が必要です。 【報告対象となる重大事故の範囲】 ①死亡事故 ②治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病を伴う重篤な事故等（意識不明の事故や骨折事故を含む。）</p>
特定教育・保育の質の自己評価の実施	<p>特定教育・保育の質の評価を自ら行っていない。</p>	<p>特定教育・保育の質の評価を自ら行い、常にその改善を図ること。</p>	<p>青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第16条</p>